

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド

毎月分配型

(対米ドル・ブラジルリアルコース) / (対米ドル・アジア通貨バスケットコース)

追加型投信 / 海外 / 債券



- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号
ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>
コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時~午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

野村信託銀行株式会社

設定・運用は

日興アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(対米ドル・ブラジルリアルコース)」および「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(対米ドル・アジア通貨バスケットコース)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年4月13日に関東財務局長に提出しており、2018年4月14日にその効力が発生しております。

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
毎月分配型 (対米ドル・ブラジルリアルコース)	追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))	年12回 (毎月)	エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし
毎月分配型 (対米ドル・アジア通貨バスケットコース)								

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<委託会社の情報>

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	18兆56億円 (2018年7月末現在)

「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(米ドルコース)」のことを「毎月分配型(米ドルコース)」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(円ヘッジコース)」のことを「毎月分配型(円ヘッジコース)」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(ブラジルリアルコース)」のことを「毎月分配型(ブラジルリアルコース)」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(南アフリカランドコース)」のことを「毎月分配型(南アフリカランドコース)」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(トルコリラコース)」のことを「毎月分配型(トルコリラコース)」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(メキシコペソコース)」のことを「毎月分配型(メキシコペソコース)」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(インドネシアルピアコース)」のことを「毎月分配型(インドネシアルピアコース)」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(インドルピーコース)」のことを「毎月分配型(インドルピーコース)」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型(米ドルコース)」のことを「資産成長型(米ドルコース)」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(対米ドル・ブラジルリアルコース)」のことを「毎月分配型(対米ドル・ブラジルリアルコース)」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(対米ドル・アジア通貨バスケットコース)」のことを「毎月分配型(対米ドル・アジア通貨バスケットコース)」
とすることがあります。

ファンドの目的

主として、米ドル建ての新興国ソブリン債を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ファンドの特色

特長
1

米ドル建ての新興国ソブリン債を中心に、幅広く分散投資を行ないます。なお、組入債券は、米ドル以外の通貨建て債券を含む場合があります。

※当ファンドは、PIMCOが運用するバミューダ籍外国投資信託と、日興アセットマネジメントが運用する証券投資信託「マネー・オープン・マザーファンド」に投資するファンドオブ・ファンズです。

特長
2

毎月分配型(対米ドル・ブラジルリアルコース、対米ドル・アジア通貨バスケットコース)の各コース間で、スイッチングが可能です。

※原則として毎月(原則15日)決算を行ないます。

※「毎月分配型(対米ドル・アジア通貨バスケットコース)」は、インドネシアルピア、インドルピー、中国人民元、韓国ウォンに、均等に配分することを原則とします。

※上記ファンドに「毎月分配型(米ドルコース)」、「毎月分配型(円ヘッジコース)」、「毎月分配型(ブラジルリアルコース)」、「毎月分配型(南アフリカランドコース)」、「毎月分配型(トルコリラコース)」、「毎月分配型(メキシコペソコース)」、「毎月分配型(インドネシアルピアコース)」、「毎月分配型(インドルピーコース)」、「資産成長型(米ドルコース)」を含めた、各ファンド間で、スイッチングを行なうことができる場合があります。ただし、販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※「毎月分配型(対米ドル・ブラジルリアルコース)」および「毎月分配型(対米ドル・アジア通貨バスケットコース)」は、2019年1月15日をもって信託期間が終了いたします。

※この目論見書は、「毎月分配型(米ドルコース)」、「毎月分配型(円ヘッジコース)」、「毎月分配型(ブラジルリアルコース)」、「毎月分配型(南アフリカランドコース)」、「毎月分配型(トルコリラコース)」、「毎月分配型(メキシコペソコース)」、「毎月分配型(インドネシアルピアコース)」、「毎月分配型(インドルピーコース)」、「資産成長型(米ドルコース)」の目論見書ではありません。

※「毎月分配型(米ドルコース)」、「毎月分配型(円ヘッジコース)」、「毎月分配型(ブラジルリアルコース)」、「毎月分配型(南アフリカランドコース)」、「毎月分配型(トルコリラコース)」、「毎月分配型(メキシコペソコース)」、「毎月分配型(インドネシアルピアコース)」、「毎月分配型(インドルピーコース)」、「資産成長型(米ドルコース)」へスイッチングを行なう場合、対象ファンドの目論見書をお読みください。

特長
3

ピムコジャパンリミテッドに運用を委託します。

ピムコジャパンリミテッドは、米国債券運用最大手の一社であるPIMCO(パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)の日本の拠点です。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

各通貨コース

当ファンドが投資を行なう外国投資信託においては、主に米ドル建ての新興国ソブリン債に投資を行ないます。米ドル建ての新興国ソブリン債に米ドル売り/円買いの為替ヘッジを行ない、さらに、米ドル売り/各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。

※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

(用語説明)

ここでいう為替取引とは、「原資産通貨を売り、別の通貨を買う取引」をいいます。また、為替取引のうち、「原資産通貨を売り、円を買う取引」を為替ヘッジといいます。

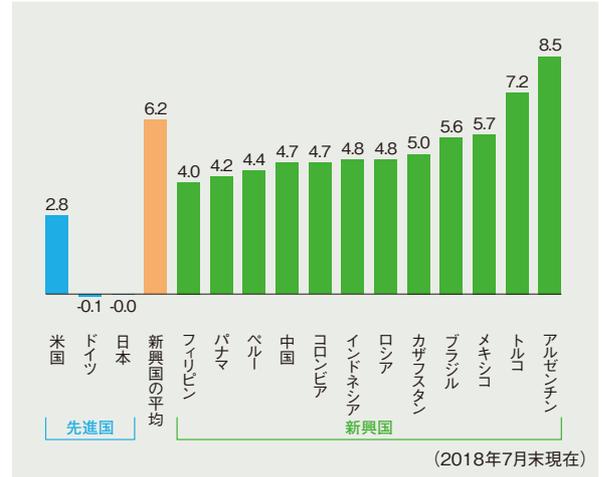
主要投資対象国

- 当ファンドは、主に米ドル建ての新興国のソブリン債に投資を行いません。
- 当ファンドは、「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド」を参考指数としています。

投資対象となる主な新興国



主要国の国債利回り(%)



※各国国債利回りは、米国、ドイツ、日本は残存5年の国債利回り、新興国はJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイドにおける各国の国債利回りです。「新興国の平均」は、同指数の最終利回りです。

※利回りは切り捨てにて端数処理しています。

※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。

※上記データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

<ご参考>ファンダメンタルズと信用力

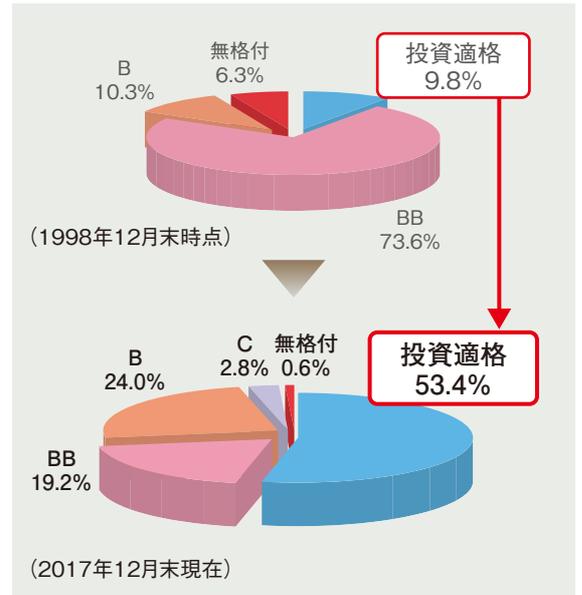
債券の信用格付と利回り



主要国の格付

(2018年7月末現在)	格付
先進国	
ドイツ	AAA
米国	AA+
日本	A+
新興国	
新興国の平均	BB+
中国	A+
ペルー	A-
メキシコ	A-
フィリピン	BBB
パナマ	BBB
コロンビア	BBB
ロシア	BBB
カザフスタン	BBB-
インドネシア	BBB-
トルコ	BB
ブラジル	BB-
アルゼンチン	B+

新興国ソブリン債市場の格付別内訳



※各国の格付はスタンダード&プアーズ社が自国通貨建て長期債に付与しているものです。

※「新興国の平均」は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイドの平均格付です。

※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。

※上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

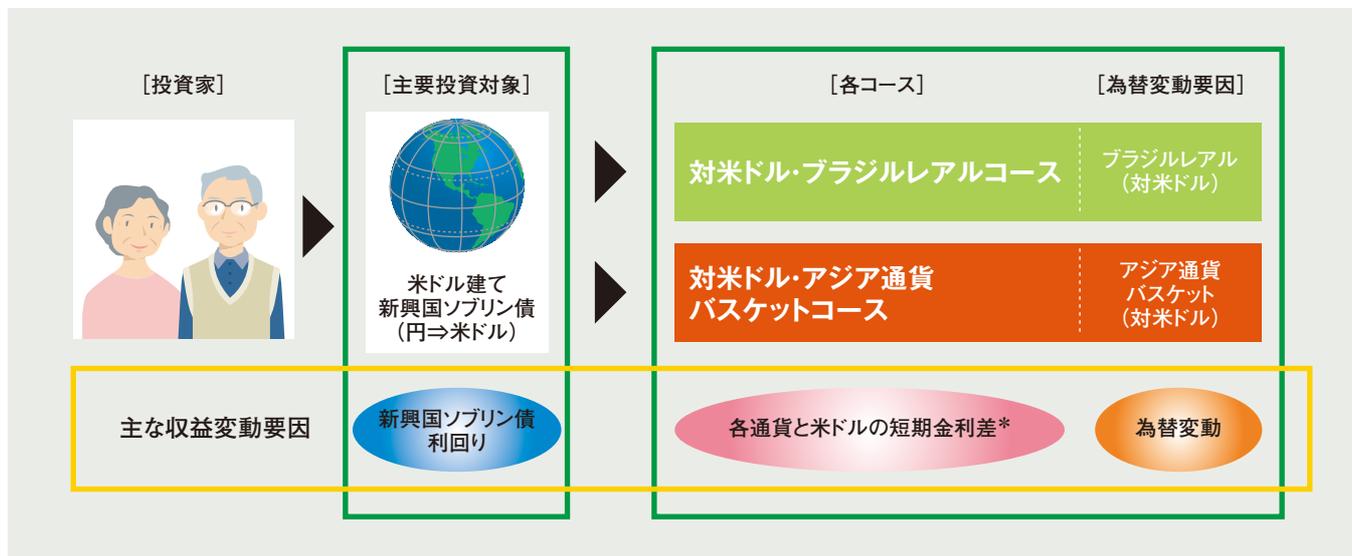
※投資適格とは、AAA～BBB格相当の格付を付与された債券を指します。

※表示単位未満の数値の四捨五入により、構成比率の合計が100%にならない場合があります。

※信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成。

各通貨コースについて

- 原資産に米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行なったうえで、米ドル売り／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。これにより、各コースは米ドル／円の変動に代えて、各新興国通貨／米ドルの変動の影響を受けることになります。



- *米ドルと円の金利差の影響も受けます。
- ※上記はイメージ図であり、実際と異なる場合があります。
- ※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。
- ※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

基準価額の主な変動要因について

- 各コースの基準価額には、主に以下のような変動要因があります。

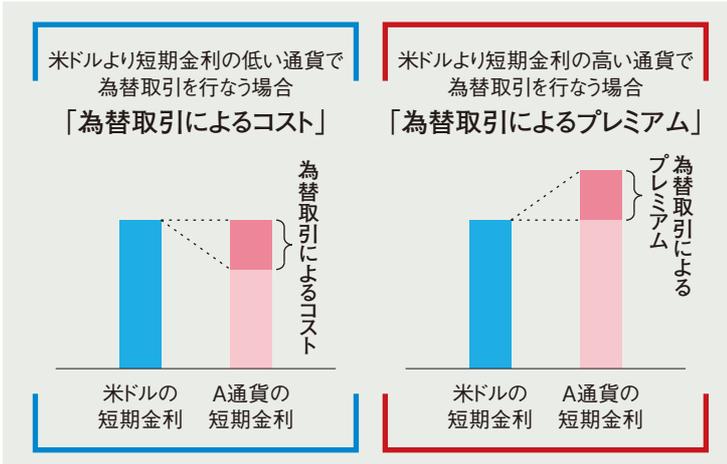
↑ 基準価額の上昇要因 ↑	各コース	↓ 基準価額の下落要因 ↓
米ドル建て新興国債券の利回り低下 (価格上昇)	毎月分配型 (対米ドル・ブラジルレアルコース)	米ドル建て新興国債券の利回り上昇 (価格下落)
新興国の信用格付の引き上げ	毎月分配型 (対米ドル・アジア通貨バスケットコース)	新興国の信用格付の引き下げ
米ドル安／ブラジルレアル高 米ドル短期金利 < 円短期金利 米ドル短期金利 < ブラジルレアル短期金利 (円安／米ドル高となっても上昇要因とはなりません)		米ドル高／ブラジルレアル安 米ドル短期金利 > 円短期金利 米ドル短期金利 > ブラジルレアル短期金利 (円高／米ドル安となっても下落要因とはなりません)
米ドル安／アジア通貨高 米ドル短期金利 < 円短期金利 米ドル短期金利 < アジア通貨バスケット金利 (円安／米ドル高となっても上昇要因とはなりません)		米ドル高／アジア通貨安 米ドル短期金利 > 円短期金利 米ドル短期金利 > アジア通貨バスケット金利 (円高／米ドル安となっても下落要因とはなりません)

- ※アジア通貨バスケット金利は、インドネシアルピア、インドルピー、中国人民元、韓国ウォンの短期金利を均等配分したものです。
- ※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。
- ※上記は基準価額の主な変動要因の概要であり、ファンドの運用成果を約束するものでも、全ての変動要因を網羅したものでもありません。
- ※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。
- ※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

各通貨と米ドルの短期金利差が及ぼす影響

- 当ファンドの実質的な投資対象である米ドル建て資産に対し、米ドルと各コースの通貨で為替取引を行なう際に、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合、「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」が期待されます。一方、米ドルより各コースの通貨の短期金利が低い場合、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が発生します。
※為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合でも、それを十分に享受できない可能性があります。

(米ドル資産に対する)為替取引によるコスト/プレミアムのイメージ



変動する短期金利差

「為替取引によるプレミアム」は、大きな魅力と考えられます。ただし、その水準は、両国通貨の短期金利の変化によって影響を受けるため、拡大することもあれば、その逆に縮小することも考えられます。さらに、将来、短期金利差が逆転し、「為替取引によるコスト」となる可能性もあります。

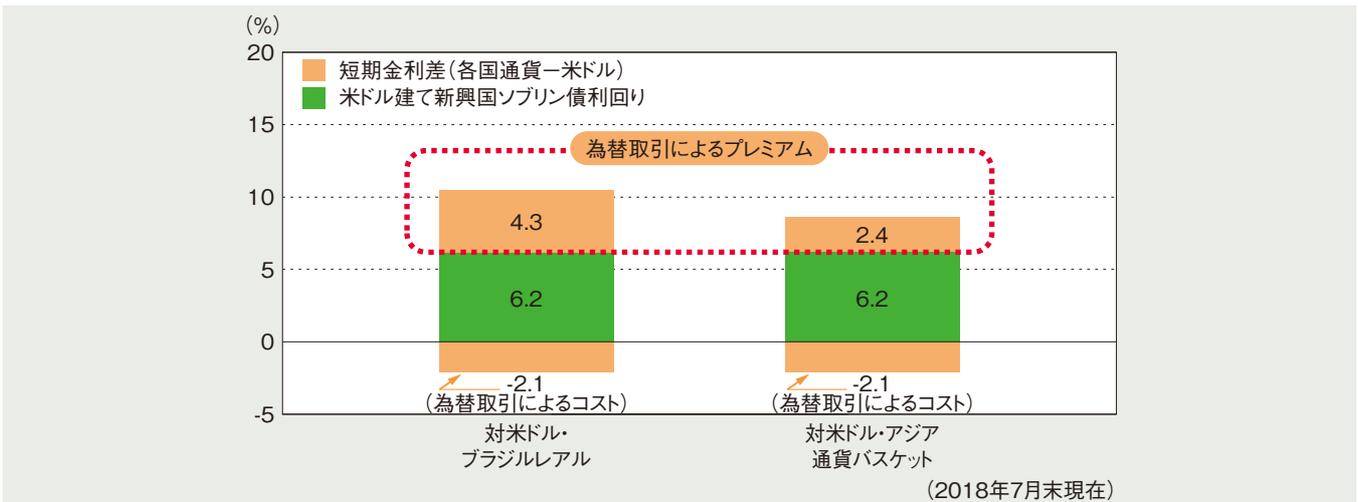


※上記はイメージ図であり、実際の金利水準や将来の運用成果等を示すものではありません。

<ご参考> 主な収益変動要因

- 債券の売買損益や為替の損益の他に、米ドル建て新興国ソブリン債からの金利と、為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)/プレミアム(金利差相当分の収益)を加えた部分が当ファンドの主な収益変動要因であり、分配金の原資になります。

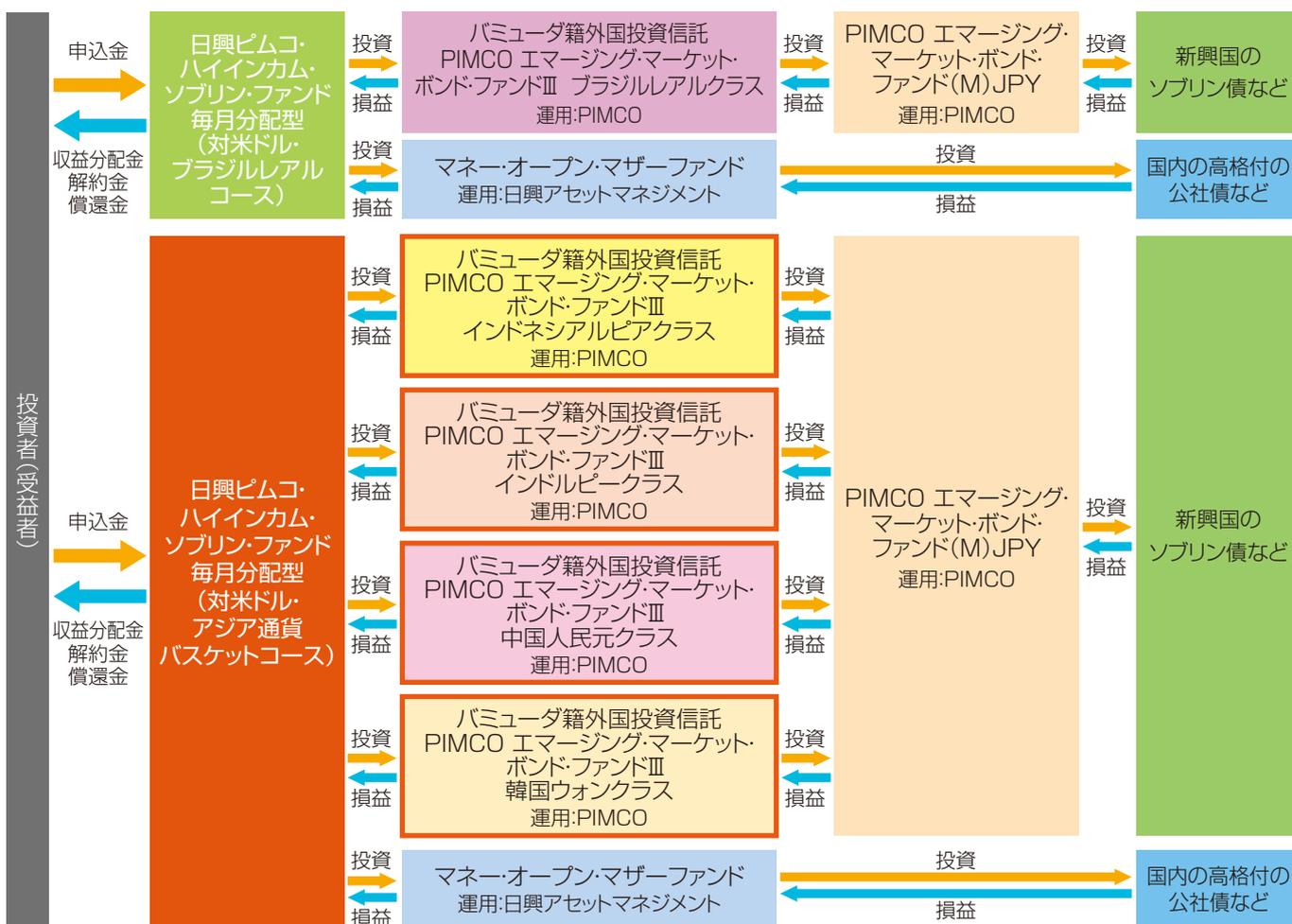
米ドル建て新興国ソブリン債利回りと為替取引によるコスト/プレミアム



- ※為替取引によるプレミアム(コスト)の水準は、各国通貨の短期金利の変化によって影響を受けます。
- ※米ドル建て新興国ソブリン債利回り:JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースィファイドの最終利回り
- ※各国短期金利:米ドル、円は1ヵ月Libor、ブラジルレアルは銀行間金利、アジア通貨バスケットの金利はインドネシアルピア、インドルピー、中国人民元、韓国ウォンの銀行間金利を均等配分したもの。
- ※上記は、ファンドの運用における為替取引によるコスト/プレミアムとは異なるため、当ファンドの金利水準や運用成果等を示すものではありません。
- ※上記は切り捨てにて端数処理しています。
- ※為替取引には、為替ヘッジ(原資産通貨を売り、円を買う取引)が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム/コスト」を「為替ヘッジプレミアム/コスト」といいます。

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けた購入・換金申込みの受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けたスイッチングによる購入・換金申込みの受付を取り消します。

※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

■主な投資制限

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

■分配方針

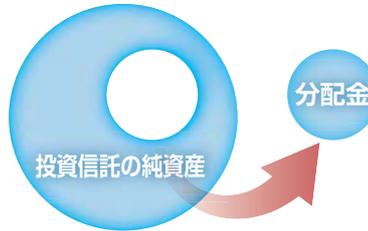
- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- ※「原則として、安定した分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移することなどを示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況などによっては安定した分配とならない場合があることにご留意ください。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

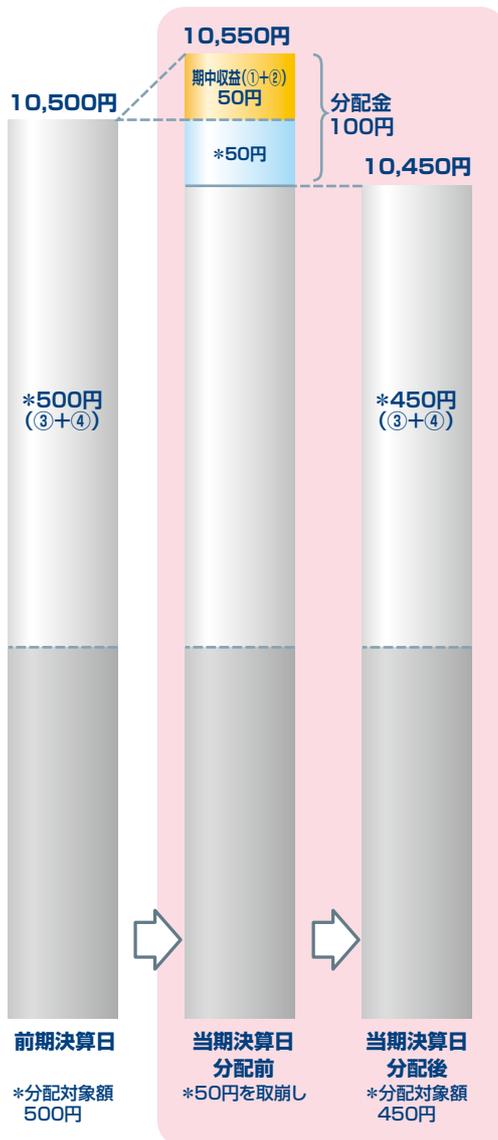
投資信託で分配金が支払われるイメージ



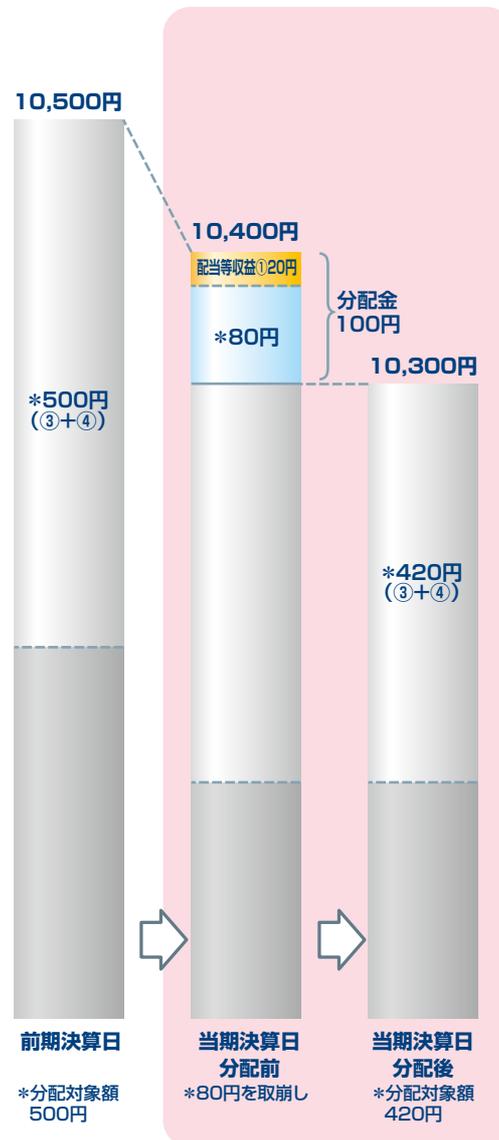
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

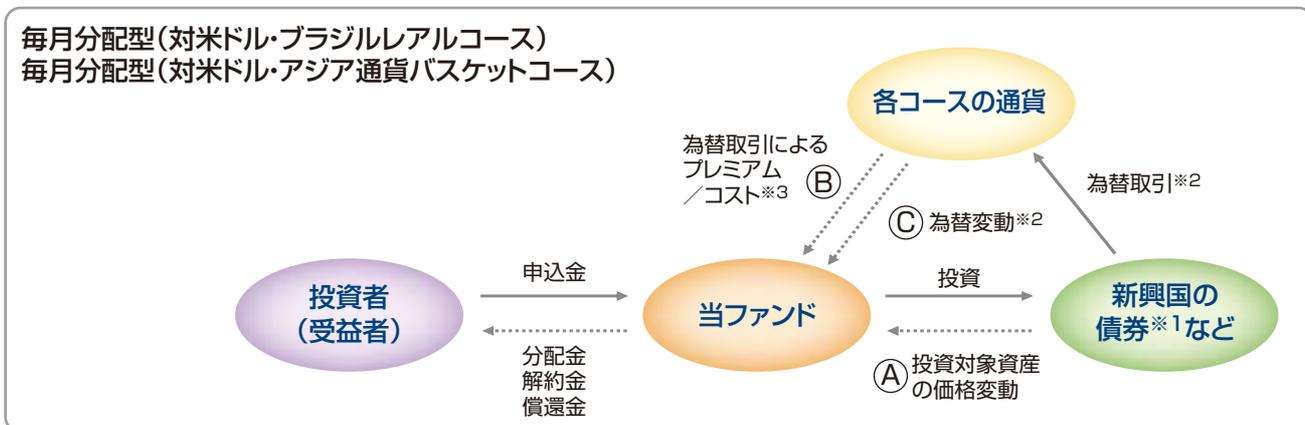
- ・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

通貨選択型ファンドの収益に関する留意事項

- 通貨選択型の投資信託は、投資対象資産（株式や債券など）の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行っており、為替取引の対象となる通貨を選択することができます。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



※1 当ファンドは、外国投資信託を通じて米ドル建ての新興国の債券に投資を行いません。

※2 各コースの通貨と米ドルの為替変動リスクがあります。

※3 為替取引によるプレミアム/コストは、為替取引を行なう通貨間の金利差相当分の収益/費用です。

- 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。なお、収益源である3つの要素にはリスクが内在しています。詳しくは、後述の「投資リスク」をご覧ください。

収益の源泉	=	(A) 債券の値上がり/値下がり	+	(B) 為替取引によるプレミアム/コスト	+	(C) 為替差益/差損
毎月分配型 (対米ドル・ブラジルリアルコース) ・ 毎月分配型 (対米ドル・アジア通貨バスケットコース)	収益を得られるケース	債券価格の上昇		プレミアム(金利差相当分の収益)の発生 各コースの通貨の金利 - 米ドルの金利 円の金利 - 原資産通貨の金利 が プラス		為替差益の発生 各コースの通貨に対して 米ドル安
	損失やコストが発生するケース	債券価格の下落		コスト(金利差相当分の費用)の発生 各コースの通貨の金利 - 米ドルの金利 円の金利 - 原資産通貨の金利 が マイナス		為替差損の発生 各コースの通貨に対して 米ドル高

※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

通貨運用に関する留意事項

- 各通貨の運用に当たっては、直物為替先渡取引(NDF取引)を活用する場合があります。
- NDF取引とは、投資対象通貨を用いた受渡を行わず、主に米ドル等による差金決済のみを行なう取引のことを言います。
- NDF取引では、需給や規制などの影響により、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)が、短期金利から算出される理論上の水準から乖離する場合があります。そのため、想定している投資成果が得られない可能性があります。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- 新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- 新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- 新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。

為替変動リスク

◆毎月分配型(対米ドル・ブラジルリアルコース)

- 投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行なうことで組入資産に対する米ドルと円の為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、円の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと円の金利差相当分のヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴なうヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。
- 投資対象とする外国投資信託では、外国投資信託純資産相当額の米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行なうため、ブラジルリアルの対米ドルでの為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がブラジルリアルに対して米ドル高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によってはブラジルリアルと米ドルの2通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、ブラジルリアルと米ドルの2通貨間の為替変動が急変した場合にも基準価額がその影響を大きく受ける可能性があります。また、ブラジルリアルの金利が米ドル金利より低い場合、米ドルとブラジルリアルの金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
- 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

◆毎月分配型(対米ドル・アジア通貨バスケットコース)

- 投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行なうことで組入資産に対する米ドルと円の為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、円の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと円の金利差相当分のヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴なうヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。
- 投資対象とする外国投資信託では、外国投資信託純資産相当額の米ドル売り、アジア通貨(インドネシアルピア、インドルピー、中国人民元、韓国ウォン)買いの為替取引をそれぞれ行なうため、アジア通貨の対米ドルでの為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がアジア通貨に対して米ドル高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によってはアジア通貨と米ドルの通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、アジア通貨と米ドルの通貨間の為替変動が急変した場合にも基準価額がその影響を大きく受ける可能性があります。また、アジア通貨の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルとアジア通貨の金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
- 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

カントリー・リスク

- 投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- 一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

リスクの管理体制

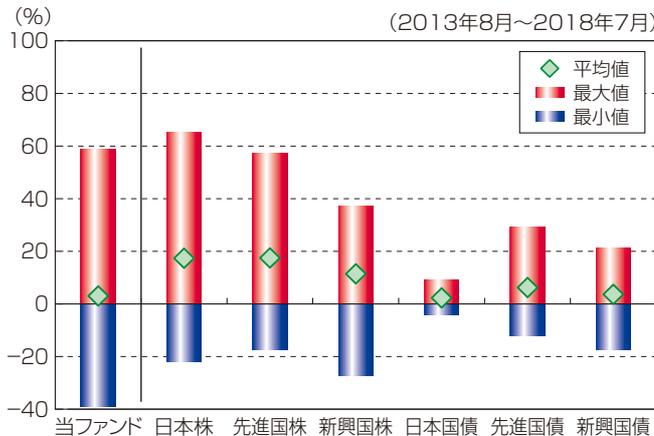
- 運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2018年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

毎月分配型(対米ドル・ブラジルリアルコース)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

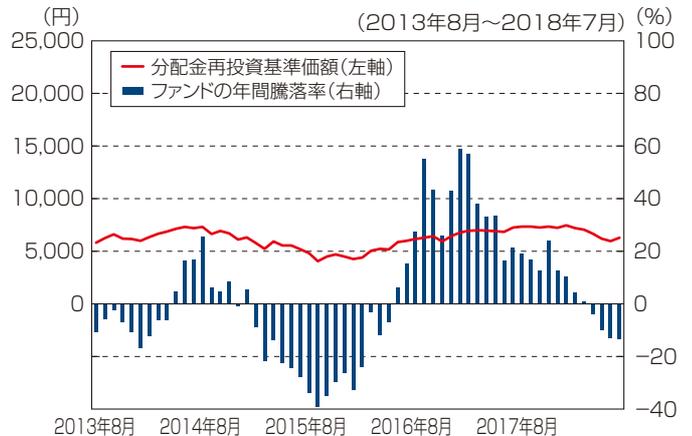
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	3.0%	17.3%	17.5%	11.4%	2.2%	6.2%	3.6%
最大値	58.8%	65.0%	57.1%	37.2%	9.3%	29.1%	21.4%
最小値	-39.1%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2013年8月から2018年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



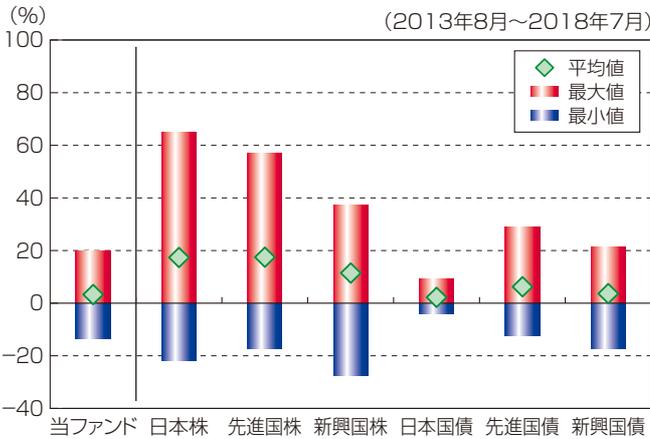
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2013年8月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

毎月分配型(対米ドル・アジア通貨バスケットコース)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	3.3%	17.3%	17.5%	11.4%	2.2%	6.2%	3.6%
最大値	20.0%	65.0%	57.1%	37.2%	9.3%	29.1%	21.4%
最小値	-13.4%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2013年8月から2018年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したもものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 …… 東証株価指数(TOPIX、配当込)

先進国株 …… MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)

新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込、円ベース)

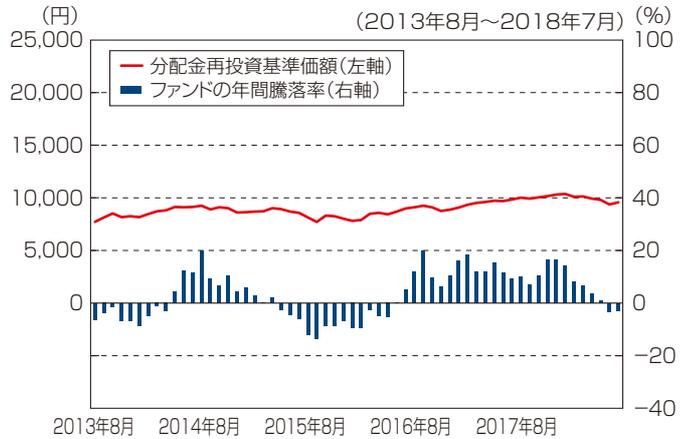
日本国債 …… NOMURA-BPI国債

先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 …… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2013年8月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したもものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

基準価額・純資産の推移



基準価額.....2,875円
純資産総額.....0.92億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2018年3月	2018年4月	2018年5月	2018年6月	2018年7月	直近1年間累計	設定来累計
20円	20円	20円	20円	20円	240円	6,440円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ ブラジルリアルクラス	98.5%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	1.4%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ ブラジルリアルクラス」の状況

<債券ポートフォリオの概況>

債券比率	89%
現金その他	11%
組入銘柄数	300
平均デュレーション	6.36年
平均最終利回り	6.78%
平均格付	BB+

<国別投資比率(上位10ヵ国)>

国	比率
1 ブラジル	7.2%
2 アルゼンチン	6.3%
3 エジプト	4.7%
4 ウクライナ	4.3%
5 オマーン	4.1%
6 ロシア	3.6%
7 チリ	3.4%
8 インドネシア	3.4%
9 中国	3.4%
10 ナイジェリア	3.0%

<通貨別構成比率>

債券ポートフォリオ		為替取引	
通貨	比率	通貨	比率
日本円	100%	ブラジルリアル	101%
その他	0%	アメリカドル	-101%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。

※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。

※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。

※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2011年は、設定時から2011年末までの騰落率です。

※2018年は、2018年7月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

基準価額・純資産の推移



基準価額.....4,612円

純資産総額.....0.94億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2018年3月	2018年4月	2018年5月	2018年6月	2018年7月	直近1年間累計	設定来累計
50円	50円	50円	50円	50円	600円	6,650円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ インドネシアピアクラス	23.5%
PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ インドルビークラス	25.4%
PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ 中国人民元クラス	23.7%
PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ 韓国ウォンクラス	24.3%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	2.9%

当ファンドが投資する外国投資信託の状況

<債券ポートフォリオの概況>

債券比率	89%
現金その他	11%
組入銘柄数	300
平均デュレーション	6.36年
平均最終利回り	6.78%
平均格付	BB+

<国別投資比率(上位10ヵ国)>

国	比率
1 ブラジル	7.2%
2 アルゼンチン	6.3%
3 エジプト	4.7%
4 ウクライナ	4.3%
5 オマーン	4.1%
6 ロシア	3.6%
7 チリ	3.4%
8 インドネシア	3.4%
9 中国	3.4%
10 ナイジェリア	3.0%

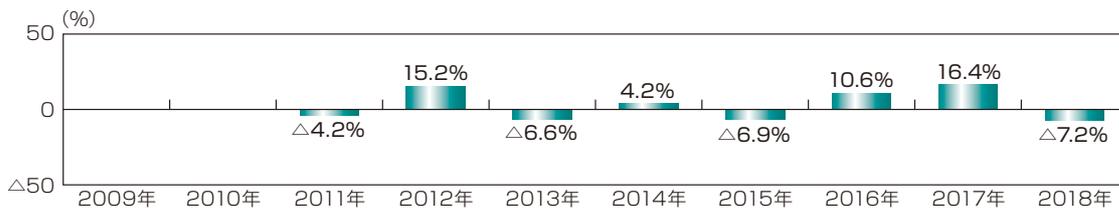
<通貨別構成比率>

債券ポートフォリオ		為替取引	
通貨	比率	通貨	比率
日本円	100%	インドネシアピア	24%
その他	0%	インドルビー	26%
		中国人民元	25%
		韓国ウォン	25%
		アメリカドル	-101%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。
 ※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。
 ※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。
 ※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。
 ※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
 ※当ファンドには、ベンチマークはありません。
 ※2011年は、設定時から2011年末までの騰落率です。
 ※2018年は、2018年7月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
購入申込不可日	販売会社の営業日であっても、購入申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、購入の申込み(スイッチングを含みます。)の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2018年4月14日から2019年1月10日まで ※2019年1月15日をもって信託期間が終了いたします。
換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、換金の申込み(スイッチングを含みます。)の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・換金申込日から換金代金の支払開始日までの間(換金申込日および換金代金の支払開始日を除きます。)の全ての日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込み(スイッチングを含みます。以下同じ。)の受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2019年1月15日まで(2011年10月31日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・各ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	各ファンド毎に、5,000億円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページアドレス http://www.nikkoam.com/ ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回(1月、7月)および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<p>購入時の基準価額に対し3.24%(税抜3%)以内</p> <p>※購入時手数料(スイッチングの際の購入時手数料を含みます。)は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p> <p>※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。</p>
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	<p>ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.728%(税抜1.6%) 運用管理費用は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p style="text-align: center;"><運用管理費用の配分(年率)></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">販売会社毎の 各ファンド毎の 純資産総額</th> <th colspan="4">運用管理費用(信託報酬)= 運用期間中の基準価額×信託報酬率</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100億円以下の部分</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1.60%</td> <td style="text-align: center;">0.87%</td> <td style="text-align: center;">0.70%</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">0.03%</td> </tr> <tr> <td>100億円超 300億円以下の部分</td> <td style="text-align: center;">0.82%</td> <td style="text-align: center;">0.75%</td> </tr> <tr> <td>300億円超 1,000億円以下の部分</td> <td style="text-align: center;">0.77%</td> <td style="text-align: center;">0.80%</td> </tr> <tr> <td>1,000億円超の部分</td> <td style="text-align: center;">0.72%</td> <td style="text-align: center;">0.85%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td>委託会社</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table> <p>※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。 ※投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。</p>	販売会社毎の 各ファンド毎の 純資産総額	運用管理費用(信託報酬)= 運用期間中の基準価額×信託報酬率				合計	委託会社	販売会社	受託会社	100億円以下の部分	1.60%	0.87%	0.70%	0.03%	100億円超 300億円以下の部分	0.82%	0.75%	300億円超 1,000億円以下の部分	0.77%	0.80%	1,000億円超の部分	0.72%	0.85%	委託会社	委託した資金の運用の対価	販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
		販売会社毎の 各ファンド毎の 純資産総額		運用管理費用(信託報酬)= 運用期間中の基準価額×信託報酬率																											
			合計	委託会社	販売会社	受託会社																									
		100億円以下の部分	1.60%	0.87%	0.70%	0.03%																									
100億円超 300億円以下の部分	0.82%	0.75%																													
300億円超 1,000億円以下の部分	0.77%	0.80%																													
1,000億円超の部分	0.72%	0.85%																													
委託会社	委託した資金の運用の対価																														
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価																														
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価																														
投資対象とする 投資信託証券	ありません。																														
実質的な負担	純資産総額に対し年率1.728%(税抜1.6%)																														
その他の費用・ 手数料	諸費用 (目論見書の 作成費用など)	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額</p> <p>①目論見書などの作成および交付に係る費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、③計理およびこれに付随する業務に係る費用(①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。)、④監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。</p> <p>※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。</p>																													
	売買委託 手数料など	<p>組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。</p> <p>※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。</p>																													

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2018年10月15日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

nikko am
Nikko Asset Management